

平成27年10月5日

三 田 市 長 様

三田市オンブズパーソン 西野百合子

平成27年8月7日付けで 申立てのありました意見等の 調査結果につきまして、三田市オンブズパーソン条例第14条の規定により次のとおり通知します。

意見等申立ての趣旨	武庫が丘連合自治会では、武庫が丘コミュニティセンターの移管事務が進行しているが、平成27年8月2日、フラワータウン市民センターにて開催された「武庫が丘コミュニティセンター建替報告会」と称する会にて、三田市の職員の説明の中に疑念のある内容があるので申し立てる。今回の申立ては、三田市が管理者である都市公園の駐車場に関する内容に限定する。
調査の結果	1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。 (1) 申立人は、本件の申立て理由として、概ね次の2点を意見等申立書に記載している。 ア 武庫が丘コミュニティセンター北側に位置する駐車場の中央部分に境界線が引かれており、その境界線の北側が三田谷公園駐車場、南側を武庫が丘コミュニティセンター駐車場として分けられている。 建替後の武庫が丘コミュニティセンターには、北側の三田谷公園敷地の出入口と武庫が丘コミュニティセンター敷地の東側の出入口が設置される。しかし、コミュニティセンター建物の東側の通路にはバリカを設置するとの計画があり、北側駐車場に駐車するについては、三田谷公園敷地上にある北側出入口から進入せざるを得ない構造である。このため武庫が丘コミュニティセンターの利用者が三田谷公園敷地を利用することとなり、都市公園法（昭和31年法律第79号）に定められた公園施設の使用に制限を加えるものである。また、都市

公園法の公園の用途以外の使用であり違法である。

よって、この建替計画はコミュニティ活動の拠点として武庫が丘コミュニティセンターを利用しようとする者に対して、違法行為を強制するものである。

イ 市は三田谷公園の区域を変更し、駐車場を横断している境界線を駐車場外側に沿うように変更し、全体を武庫が丘コミュニティセンターに付属する駐車場としてから、武庫が丘連合自治会との建物無償譲渡契約を締結するべきである。

(2) 以上に掲げる事項をもとに、申立人との面談で聴取した本件申立ての趣意は、次の2点である。

ア 現況の境界であれば、駐車場を利用することが都市公園法に違反するため、駐車場を使用してはならない（主張1）。

イ 駐車場を使用できないのではコミュニティセンターの機能として不十分であるから、武庫が丘コミュニティセンターの建替設計を変更すべきである（主張2）。

2 以上に掲げる申立人の主張に対し、市の機関（コミュニティ課及び公園みどり課）に事情聴取を行った結果、以下の事項を確認した。

(1) まず、申立ての対象となっている武庫が丘コミュニティセンターと三田谷公園の境界線が横断する駐車場の実情に関して整理すると、次のとおりである。

ア 東側通路には、一般車両の通り抜け防止と防犯のため、可動式のバリカを設置する。なお、夜間はバリカを引き上げて通行を禁止するが、武庫が丘コミュニティセンター利用時間中はバリカを下ろし、東側出入口から進入して通路を通り北側駐車場に駐車するという方法も可能である。

イ 武庫が丘コミュニティセンターを利用するために三田谷公園敷地上を通行したり、そこで車両の転回をすることは、公園の一時的な使用であって「占用」に該当せず、また、三田谷公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがある行為とは言えない。公園を占用していない以上、その許可を与える必要はない。

さらに、武庫が丘コミュニティセンター利用者が隣接する三田谷公

園施設の駐車場に駐車することと、反対に三田谷公園利用者が武庫が丘コミュニティセンター駐車場に駐車することが予想されるものの、相互に利用し受益しているものであるため、三田谷公園の利用を不当に制限する行為とは考えていない。

本件の利用は、三田市都市公園条例（平成2年三田市条例第8号）第22条の規定に基づく公園施設の目的外使用として許容されると考えている。

ウ 従前から三田谷公園駐車場の管理業務を地元自治会に委託しており、建替後のコミュニティセンター駐車場の管理も自治会が行うことになるから、両者を一体的かつ適正に管理運用し得るだろうと考えている。

(2) 次に、三田谷公園の区域の変更については、基本的に、三田谷公園用の駐車場はこの場所に必要な施設と認識しており、公園駐車場を廃止してコミュニティセンターの駐車場に切り替えることは考えていない。

もし仮に、公園区域を変更するとすれば、同公園が都市計画公園であることから、都市計画法（昭和31年法律第79号）に基づき、都市計画審議会の審議を経たうえで都市計画を変更するという手続が必要であり、三田市全域のバランスや各種の利害を考慮しつつ、慎重な対応を要する課題である。したがって、現時点で、武庫が丘コミュニティセンターに限った変更を行うことはできない。

3 以上の三田谷公園駐車場と武庫が丘コミュニティセンター駐車場の利用状況等を前提として、申立人の申立内容について次のとおり判断する。

(1) 主張1について

ア まず、申立人の主張は、東側通路がバリカによる制限を加えられ、北側駐車場に駐車しようとする車両は北側出入口のみからしか進入できないことを前提としたものである。

しかしながら、市の機関からの事情聴取結果によると、前記2(1)アのとおり、当該バリカは可動式であり、武庫が丘コミュニティセンター利用時間中は、東側出入口を使用することが可能であることから、申立人の主張には事実誤認があり、そのことを前提とする主張には理由がない。

イ 次に、コミュニティセンターの利用者が、本件で問題とされている

コミュニティセンター北側駐車場へ進入したり車両を転回する際に、敷地境界線を越えて隣接する公園駐車場内に踏み込む行為については、ごく短時間の使用であるから、前記2(1)イの市の機関が主張するとおり、公園の占用に該当しないほか、公園の使用を不当に制限するものではなく、都市公園法に違反しているとは言えないと判断する。

このような公園の利用方法を許すとして、その法的位置づけが問題となる。市側は三田市都市公園条例第22条の規定に基づく公園施設の目的外使用に該当するとの見解を示したが、同条は目的外使用をするにつき市長の許可が必要とされている。コミュニティセンターの利用者がコミュニティセンターの駐車場に駐車するにあたり、公園駐車場の敷地を数分間通過することについて、いちいち市長の許可を求めなければならない、許可が無ければ通行できないから、ひいてはコミュニティセンターの駐車場に駐車できないというのでは、日常的なコミュニティセンターの利用方法として煩雑に過ぎて不便極まりなく、現実的な運用方法とは言えない（市の機関が、いちいち市長の許可を求めさせる運用を予定しているかどうかは、明確ではない。）。

思うに、三田市都市公園条例第22条の規定に基づく公園施設の目的外使用とは、少なくとも数時間以上にわたる一定時間の継続的な利用を想定した規定であって、本件で議論している数分間の通過は「目的外使用」と解する必要はないのではないかと考える。オンブズパーソンとしては、この問題は行政法の秩序よりも、社会生活上の相隣関係（民法秩序）によって解決されるべきことと考える。すなわち、本件公園とコミュニティセンター敷地との位置関係からみて、コミュニティセンター駐車場への進入や車両転回のために一時的に公園の敷地を越境通過することが避け難い以上、そのことは社会生活における相隣関係から許容されると見るべきであり、通行にあたりその都度公園管理者から目的外使用許可を得る必要はないと判断する。

ウ　ところで、コミュニティセンター駐車場と公園駐車場の相互利用については、公園の利用を阻害するものではないから、公園施設の目的外の一時使用として許可することは法的に可能と判断するとともに、むしろ、相互利用は両施設の駐車場を有効活用して駐車台数を増や

	<p>し、もって各施設の効用を高めることに資するから、双方の利用者にとって利益であり合理的な施策であると思料する。</p> <p>もつとも、両駐車場の管理業務を同一機関に委ねたからといって、そのことにより直ちに相互利用を許可したとみてよいかは疑問である。駐車時間は数時間にわたることもあるのであるから、先の一時的な通過とは異なり、やはり行政法秩序に服すべき場面であり、公園の目的外使用許可の形で法的な裏付けを整備すべきであろう。コミュニティセンター利用者に対して、公園駐車場自体の利用を許可するのであれば、その敷地上を一時的に通行することは当然に許されるから、本件申立人の疑念が払拭されることにもなる。</p> <p>この点につき、市の機関は、公園の目的外使用許可を含む駐車場の相互利用協定を締結することを検討していると聞くが、オンブズパーソンはこの協定の締結に関し、法令上の違法又は不当な点はないと判断する。従って、公園管理者は、コミュニティセンター管理者との間で双方の駐車場の相互利用に関する協定を締結するとともに、コミュニティセンター利用者がこの協定条件に従って公園駐車場に駐車したり公園敷地上を通行することは、公園の目的外使用として包括的に許可するという方針で進められたい。</p> <p>(2) 主張2について</p> <p>前記2(2)のとおり、市の機関は、三田谷公園の区域の変更は、同公園が都市計画公園であるため、政策的に、三田市全域を考慮した都市計画による慎重な対応を要することから、現時点で武庫が丘コミュニティセンターに限った変更は行わないと主張しているところ、この主張に不合理な点はないと判断する。</p>
備 考	